

(名称)

第1条 この組織は、見延自治会自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(本部の設置)

第2条 本組織の本部は、見延公民館に置く。

(目的)

第3条 本組織は、地域住民相互による「共助」の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の計画的整備、備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的達成のために必要な事項。

(構成)

第5条 本組織は、見延自治会内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の職を置き、その役員は次に掲げる者をあてる。

- (1) 防災本部長は、自治会長をあてる。
  - (2) 防災副本部長は、副自治会長（防災等担当）をあてる。
  - (3) 渉外担当員は、副自治会長（教育等担当）をあてる。
  - (4) 一時避難場所責任者は、自治会書記をあてる。
  - (5) 会計は、自治会会計をあてる。
  - (6) 各班の班長及び副班長は、町内会長をあてる。
- 2 役員任期はその所属する組織（組等）の在任期間とする。なお、役員がやむを得ない理由により任務を遂行できず交替した場合は、その後任者は残留任期とする。
- 3 この条項で選出された者は年度毎に「自主防災組織名簿」（市の書式）に記載し、本巢市に提出する。

(役員の仕事)

第7条 第6条に定める役員の仕事は以下の通りとする。

- (1) 防災本部長は本組織を総括し、地震等の災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 防災副本部長は、防災本部長を補佐し、防災本部長に事故のある時は、その職を代行する。
- (3) 渉外担当員は、市の災害対策本部や広域避難所等との連絡・調整、情報収集等に従事する。
- (4) 一時避難場所責任者は、防災本部長と連携し、一時避難場所の円滑な運営に努め、応急活動等の指揮命令を行う。
- (5) 会計は、組織の会計の運営にあたる。
- (6) 班長は、各班の長として、班を総括しその運営にあたる。  
副班長は、班長を補佐し、班長に事故のある時は、その職を代行する。

(班と編成)

第8条 本組織には次に定める班を置き、その班員は各組より選出された担当者をあてる。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班

- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班
- (6) 災害時要援護者班
- (7) 一時避難場所運営班
- (8) その他防災本部長が必要とする班

2 災害時において班員の被災状況により、別途班員が必要な場合は、防災本部長と各班長・副班長が協議し、本部長が指名する。

(組の組織)

第9条 各組で自主防災組織を設置する。

2 必要に応じて自主防災組織の規約を作成し、第8条の班員に相当する担当者を選出する。規約を作成しない場合でも担当者の選出は行う。

3 第2項で選出された者は年度毎に「自主防災組織役員名簿」(自治会の書式)に記載し、自治会に提出する。

(会議)

第10条 会議は総会及び役員会とする。

2 会議は、本部長が召集し、その議長となる。

3 会議は、定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(総会)

第11条 総会は、年1回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

2 総会は、見延自治会総会の開催要領に則り、同時開催とする。

3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改定に関する事。
- (2) 防災計画に関する事。
- (3) 事業計画(訓練、資機材購入等)に関する事。
- (4) その他本部長が必要と認めた事。

4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

尚、当該事項については、次回の総会に報告しなければならない。

(役員会)

第12条 役員会は見延自治会町内会長会の開催要領に則り、開催が必要な場合は町内会長会と同時開催とする。

本部長が必要と認めた場合は臨時に役員会を開催することができる。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他本部長が必要と認めた事項。

(防災計画)

第13条 本組織は、地震等による人命の安全確保、被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 防災知識の普及に関する事。
- (2) 防災訓練の実施に関する事。
- (3) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (4) 地震等の発生時における情報収集、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導等に関する事。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第14条 本組織の運営に関する経費は、自治会の会費その他の収入をもって、これにあてる。

附則 この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。